

安 田 政 彦

古代における畿内西隣の諸国について(下)

——国司補任の検討を中心として——

はじめに

- 1、畿内西隣の諸国国司補任表一覧
 - 2、補任表の検討(以上前号)
 - 3、播磨国司補任と播磨国(以下本号)
 - 4、但馬国司補任の考察
 - 5、丹波国司補任について
 - 6、丹後・淡路国司補任の検討
- おわりに

④ 播磨国司補任と播磨国

播磨国司の補任を一覧して気づくことは、官位相当よりも高位の者が圧倒的に多く⁽¹⁾、守では従四位下、介では従五位下に集中していることである。官位相当よりも高位の者が補任されることは播磨国司に限らず、他の国司においても多く見出されることで、むしろ官位相当を帯する国司の補任がわずかに三割弱しか見出せないということがすで

古代における畿内西隣の諸国について(下)

に指摘されている⁽⁴⁾。しかし、播磨国司の場合、讃岐国や近江国とともに際立つて高位の者の任命者の多いことが注目される⁽⁵⁾。それは、参議以上の議政官の兼任が多いということとも関係していよう。

また、議政官へ昇進する者、議政官で兼任する者が守では半数を数え、介でも二割を占めているという点も注意しなければならない。

ところで、守の補任者の位階を年代を追つてみると、奈良時代には従五位下から従三位までバラツキをみせており、奈良朝末期頃にはいくぶん従四位に集まっているが、平安時代に入り大同年間（八〇六～八〇九）以降しだいに従四位に集中する傾向を示し、仁寿年間（八九一～八五三）以降では正四位下にも多くの補任者を見ることができる。補任者の数自体にそれほどの意味を求めえないが、平安時代以降しだいに高位の者の補任が増加してきたという見通しを立てることは可能であろう。ところが権守を除外して同様にみると、逆に高位の者はしだいに少なくなつているようである⁽⁶⁾。

以上のこととは、奈良時代の補任例が播磨国司をして中央の高位高官たちにとつて兼任するにふさわしい国司といふ認識を生み、平安時代以降公卿層にとつてしまだいにその認識が高まつていった様子を示していると思う。それはまた、近江・越前国等とともに権守が非常に多いという点にも表われていよう⁽⁷⁾。

それでは奈良時代の補任とはどのような補任であったのであろうか。守の補任を中心みていくと、藤原氏が播磨国を重視していた様子がうかがわれる。

仲麻呂政権下では、仲麻呂派の人物が相次いで補任されており⁽⁸⁾、また、長屋王の変の前年には武智麻呂が異例の高位で守を兼任している⁽⁹⁾。さらに、仲麻呂の乱後は逸速く守、介とともに任命がみられるなど、藤原氏一さらにいえば時の政権掌握者一が播磨国を重視していたものと考えられる。それはまた、仲麻呂が都督四畿内三関近江丹波播磨等国兵事使となり⁽¹⁰⁾、播磨国をその中に含んでいること、あるいは、右兵衛府騎射田が播磨国に設置されその重視が

指摘されている⁽⁸⁾ことなどがあげられよう。なお、藤原氏の国司就任率の高い国として、近江・美濃・大和・伊勢・下総国とともに播磨国があげられている⁽⁹⁾ことも参考となる。

このように、奈良時代の播磨守の補任には藤原氏の播磨国重視が反映しているのである。では、何故に藤原氏は播磨国を重視していたのであろうか。

まず第一に考えられるのは播磨国が大国であるということである。先に上げた近江・大和・伊勢も大国であり、美濃国は『延喜式』では上国とされているが、実質上は奈良時代以来大国規模であり、下総国は「上国(甲)」から宝龜年間に大国となり、『延喜式』には大国と規定されている⁽¹⁰⁾。このことから、大国という国の等級が理由の一つと考えられよう。しかし、『延喜式』の規定によれば大国は一三か国あるにもかかわらず、藤原氏の任命の多いとされる国はその半分であり、また、高位高官の者が多く補任される国には、他に讃岐・伊予国等が上げられる。従つて、大国であることのみが理由とは考えられない。

国の等級以外に国を分類するものとしては他に遠中近国の規定がある。いま仮りに『延喜式』の規定に従うと⁽¹¹⁾、美濃・近江・大和・伊勢・播磨等の国はいずれも近国であり、下総国のみが遠国に属する。このように近国に集中しているのは、近国であることが一つの理由であったのであろう。ところが、高位高官の多く補任されている国としてみると、大国で近国・遠国半々であり、また讃岐国や伊予国を考えた場合、中国・遠国に属することがわかる⁽¹²⁾。

これらのことから、藤原氏が多く任命された国は、大国でしかも近国という条件をほぼ満たしており、播磨国もその条件に合致するが、なお下総国のように一律に考えられない国もあり、また、奈良時代に高位高官の者が多く補任されている国として考えた場合、共通する理由を見出し難い。

そこで次に考えなければならないのは、個々の国の事情であろう。ここでは、上掲の国すべてについて考察する余裕をもたないので、播磨国についてのみ考えることにする。

それでは播磨国の事情（特殊性）とはどのようなことであろうか。

細野久一氏は藤原氏が播磨国を重視した理由として「畿内の西隣にあつて陸上では畿内と西国を海上では内海とを結ぶ交通の接点に位置する」ということをあげておられる⁽⁴⁾。この指摘は重要であると思う。播磨国の地理的環境は、三方を摂津・丹波・但馬・因幡・美作・備前国に囲まれており、一方播磨灘をへだてて淡路・讃岐国と向かいあう特異な位置に存在する。大化前代より播磨には周辺諸国より往来があり、それは律令制下においても同様であった。また、大和朝廷の時代以来、畿内と西国地方の中継地點として政治的中継地の役割をはたしてきたのである。また、内海に面して南海地方と一体的な交通圏の一角をなし、海上交通においては山陽道南岸航路を有する交通上の要衝であつた⁽⁵⁾。

こうした交通上の要衝であり、大化前代以来政治上重要な役割を担つてきた播磨国を押さえることは、政治・経済的のみならず軍事的にも大きな意味があつたものと思われる。前述した如く、藤原氏が播磨国を重視したと推測する補任・史料はいざれも軍事に関するものであることに注意したい。

藤原氏は播磨国のみならず、近江国とも密接な関係を有し、ことに仲麻呂は約一八年間も近江守を兼任しており、奈良時代の近江国はあたかも藤原氏の領国であるかのようであつた⁽⁶⁾。この近江国も三関国に接し、琵琶湖による水運を有する交通上の要衝である。藤原氏が東の近江国、西の播磨国を重視した理由の一半は、交通上の要衝であり政治上・軍事上きわめて重要であつたことに求め得よう。

その他の理由として、産業・生産上の特異性が考えられる。播磨国は藻塩採鹹法による塩生産の中心地の一つであり、木簡の出土こそみられないものの奈良時代以来中央の貴族社寺を中心とした大規模な塩生産の発展と交易の場であつた⁽⁷⁾。

また、鉄生産においても重要な地域の一つであつた⁽⁸⁾。鉄が農耕のみでなく軍事的にも重要であることを考えれ

ば、藤原氏が播磨国を重視した理由もうなづける。この場合、仲麻呂が天平宝字六（七六二）年に近江国浅井・高嶋二郡の二か所の鉄穴を賜わっていること⁽⁴⁹⁾、また、高位高官を多く補任されている美作国が鉄の重要な産地であったこと⁽⁵⁰⁾なども参考となろう。

この他播磨国が政治的に重要な位置にあつたことは、養老三（七一九）年の按察使任命に際して播磨守のみが四ヵ国を管する国で按察使圏を形成しており⁽⁵¹⁾、播磨国の畿内西隣における重要性があらわれていると思う。

以上、奈良時代の補任から藤原氏が播磨国を重視していたことを推測したが、次に平安時代の補任について考察してみたい。

平安時代の補任を通してまず気づくことは権守が非常に多く（延暦十一〔七九〕年以降で約四割）貞觀（八九五～八七六）以降に特に目立つ。（貞觀以前では一割であったのが、貞觀以降では四割弱になる。）

権守が平安時代に入つて以後隆盛し、特にその任官が得分を目的としたことは早くより指摘されているが⁽⁵²⁾、畿内及び畿内近国、さらに讃岐・伊予・美作国に限つて補任をみても、権守の多い国は讃岐・播磨・近江・美濃・越前・伊予国の順で、大国・上国に限られる⁽⁵³⁾。しかし、権守においても任国に赴任した例もあり⁽⁵⁴⁾、また、左貶の場合もあり⁽⁵⁵⁾、得分のみを目的としたることはできない。そこで、権守中における京官兼任者の割合をみると⁽⁵⁶⁾、美濃国（七四%）播磨国（六九%）近江国（六一%）讃岐・伊予国（五五%）越前国（四一%）であり、播磨権守には京官兼任者が非常に多いことがわかる。これは、得分を目的とする権守の任命の多かつた国と考えられるが、単に大国であるというのみではなく、やはり奈良時代以来の補任の伝統と、播磨国のある政治的重要性の故に、同じ兼国でも播磨国が多くなったのではないかと考えられる。

一方、正守を補任の中からひろってみると、正守の約四割が京官兼任である。正守で兼任をもたぬ者のみをみると、「良吏」といわれた人物が六名見出せる他は、さほど有能と思われる人物は見当らない。弘仁年間（八一〇～八

「三三」までは、後に議政官入りする者や有能な人物も補任されているが⁶⁴、仁明・文徳朝に良吏の補任を見る他は、以後その人を見ない。このことから、平安時代に入るとしだいに得分を目的とする補任が中心となっていったようである。ただ、得分目当てといつても播磨守に高位高官の者が多く兼任されるのは、前述した如く奈良時代以来の政治的重要性と藤原氏の播磨国重視による高位者の補任が、高位高官の者が兼国するにふさわしいという伝統となつたことによるのであろう⁶⁵。

しかし、平安時代における播磨国の政治的重要性は奈良時代に比して、決して減少したわけではない。延暦十一年太政官符「応差健児事⁶⁶」では百人以上の国として東国の諸国にまじって西国では播磨国と出雲国のみがみられ、寛平九（八九七）年太政官符「応改貢定額采女冊七人事⁶⁷」では近江国とともに三人が指定されており最もその数が多い。播磨国の国力の大なることが推測されるとともに、その政治的重要性が窺われる。

最後に補任表全体を通して補任者を出自別にみると、守では藤原氏の一・一%、源氏の一・六%が目につく。藤原氏は数の上で奈良時代を上まわっているが、補任者全体に占める割合は他の国に比してとりわけ多い方ではない⁶⁸。しかし、守に補任された藤原氏をみると、後に議政官へ昇進した者は畿内及び畿内近国の国々の国司に任命されている藤原氏と比較した場合、近江国を別格とすれば、播磨国が最も多く見出せる。このことは、藤原氏でも中央政界で地位のある者、もしくは将来その地位にまで昇りうるだけの血筋、あるいは能力を有していた者が特に多く補任されているといえるだろう。もつとも、大和国などは大同元年頃までは、任命される藤原氏はほとんどすべての者が後に議政官入りしているが、それ以後は一名も議政官へ昇進した藤原氏が補任者に見出されないと、時期により各國の藤原氏の補任傾向に相違がみられる。播磨国についてみると、貞觀年間以降に中央政界で地位を有する（あるいは後に議政官へ昇進する）藤原氏が多く見出せる。

このように、補任される藤原氏は中央政界につながる者に限定されていく傾向にあるようである。他の氏族の補任

者は藤原氏より圧倒的に少ないが、任命される者には藤原氏と同様の傾向が窺える。（別表参照）

次に源氏についてみると、近江・美濃国等とともに補任者全体に占める割合が非常に高い。播磨守における源氏の補任の特徴は、一世源氏が全盛であった天長（八二四～八三三）承和（八三四～八四七）期に集中し、元慶（八七七～八八四）以降に二世源氏が多く見られるようになる⁶⁴⁾。承和期にかけて源氏補任がみられるのは、播磨守の他は近江守ぐらいである。播磨守に補任されている源氏はそのほとんどが後に議政官へ昇進するか、あるいは参議兼官である。（但し、これは播磨守に限らず源氏補任の多い国守では同様である。）良房政権下ではほとんどが参議昇任以前であるが、基經政権下では逆にほとんどが参議兼任である。もつとも、それは源氏ばかりではなく藤原氏も同様であるが、このころから参議兼国の国守としての伝統が定着したといえよう。元慶以降の補任者に占める源氏は約五割、藤原氏は四割と、ほとんどが源氏と藤原氏によつて占められている。

平安時代の播磨守は奈良時代末からの京官兼任者、権守の増加により、得分を目的とする補任、それも中央政界に地位を得るような者の補任に限定されてくるが、九世紀末には源氏と藤原北家に代表されるようになる⁶⁵⁾。

一方、介をみると、藤原氏の補任者全体に占める割合が美濃・伊勢国に次いで高い⁶⁶⁾。それもほとんどが北家によって占められている。弘仁期以降は播磨介に藤原氏が補任される場合、北家に限定されていたかの如くである。また、天安年間以降、衛府の官人の兼任が多くみられる点が注目される。

4 但馬国司補任の考察

但馬国については、すでに龜田隆之氏がその補任の詳細な検討を中心に考察を行なつてゐるので多くは氏の研究に拠り⁶⁷⁾、一・三の補足を試みようと思う。

但馬国は天平宝字元（七五七）年に中國から上國へ、宝亀六（七七五）年にはさらに「上國（甲）」へ昇格したが、
龜田氏は補任の特徴として以下の点を指摘されている。

第一に中國の時期においても相当位を越える者が多いこと。第二に初期の補任者に文才のある者が名を連ねていること。第三に上國以後、守に四位以上の者が頻出すること。第四に員外國司が四名みられること。第五に宝亀元（七七〇）年以降、守に高官兼任が多く、また高位高官に昇つたもの、あるいはその兼任者が多く見出されること。こうした特徴は但馬国の政治的・経済的条件に由来し、但馬国司は当時の官人たちにとつて補任を望む地位になつていつたということを明らかにされた。

まず第三の指摘について、より具体的動向を探るため、上國となつて以後年代を追つて補任者の位階をみると、宝亀年間（七七〇～七八〇）までは從五位下から從三位まで様々であるが、天応（七八一）から弘仁年間にかけては、從五位と四位に、さらに貞觀年間までは、從五位と從四位にかたより、以後昌泰年間（八九八～九〇一）までは、ほとんど從五位に集中している。つまり、平安時代になつてしまいに補任者の位階が低くなる傾向が窺えると思う。このことは、議政官で兼任する者が天長年間までみられるのに、以後ほとんどみられないといったこととも関連しよう。

第四の指摘に関連して、介における員外官、権官補任の割合を畿内及び畿内近国の諸国の介を中心みると、但馬介が一七・三%で一番少ない。そのうちの半数は龜田氏が指摘された員外介である。⁶⁴⁾一方、但馬守補任では天長八（八三一）年以降約一〇名の権守を見出しが、そのうち約七割が五位クラスであり、京官兼任者は約三割である。⁶⁵⁾これら的事実から、但馬国司は平安時代においてそれほど利権視されるような、評価の高い官職ではなかつたのではなかろうか。

但し、京官兼任者について守と介の補任をみると、守では承和以前に比して承和以後はその割合が減少しているが、（四六・四%→三六・八%）介では逆に増加している（一八%→三六・八%）点は注目される。もつともそれで

も他の国の介に比較して決して多い方ではないが、但馬守が天長年間を境に承和以降、高位高官の補任が少なくなることと対称的である。

先にも述べたように但馬国司、ことに守は平安時代以降しだいに主要な地方官職ではなくなり、もっぱら中級官僚が補任される国となつていつたようである。

龜田氏は但馬国の政治的・経済的重要性を指摘され、その重要さが中央高官の任国としてふさわしい国と意識され一つの伝統として定着したといわれるが、このことは先にみた如く天長年間頃までのことである。延暦年間（七八二～八〇五）頃の高位高官の補任は恐らく奈良時代の影響であろうが、結局は中級官人層の補任が主体となつていく。それが天長期をはさんで承和期以降に明確となつていくのは、天長期頃に官人層の但馬国司に対する評価が何らかの形で変化したことを見物語つているのではなかろうか。

最後に補任者の出自を検討すると、藤原氏の補任者に占める割合が二八%と近江・伊勢・越前国に次いで高率であり、藤原氏・源氏・諸王だけで半数近くを占めている。藤原氏が多く補任されていることから播磨国同様藤原氏の但馬国重視を推測しうるが、厳密みると、藤原氏の補任者で中央政界において活躍した人物は奈良時代及び平安時代初期にかたり、藤原長岡を最後として、それ以後は傍流の中級官僚に属する者ばかりである。藤原春津が唯一、緒嗣の子として「日本第一富人名人也」といわれたが⁶⁶、「性寡^ミ嗜欲^ニ、不^レ貧^ニ財利^一」、唯馬是好、時々觀^レ之、里第養閑、不肯^ニ出仕^ニ」と評され⁶⁷政界で活躍するだけの気力を持ち合わせていなかつた人物である。但馬守には藤原氏の補任が割合としては多いが、中央政界で活躍する者が多くみられ、また北家主流の藤原氏がそのほとんどである播磨守・介とは大きな違いがある。

以上、守を中心いて但馬国司補任について多少の考察を行なつた。補任表の検討を通して、天長期頃を境に、その前後で補任の傾向が変化していると思われることが明らかとなつたが、その事情については別の機会に考察してみたい。

5 丹波国司補任について

丹波国は山陰道の入口に位置する上国であるが、その国司補任について気づいた点について二・三考えてみたい。まず、補任者の帯する位階についてみると、從五位以下と正五位以上が半々であり、奈良時代には京官兼任者を除くとそのほとんどが五位クラスである。また、議政官に昇進した者は延暦年間ではかなり多いが、以後ほとんどみられない。このことから、但馬国同様、丹波国司も奈良時代に比して平安時代の補任者の質が低下しているように思われる。それは位階の点で矛盾するようであるが、奈良時代に比して平安時代には位階の価値が低下していることを考えれば矛盾とは思われない。

参議兼官は五名みられるが、文室秋津は九條公爵家所蔵本公卿補任により補われた部分にみられるが⁽⁴⁾、正躬王が承和六（八三九）年正月に丹波国を兼ね、同七年八月に参議となつた時も「丹波守如元」であつた⁽⁵⁾ことと矛盾する。従つて文室秋津の丹波守補任は疑わしいので、それを除くと、平安時代に参議兼任であるのは正躬王のみであり、残り三名は仲麻呂の乱前後に集中している。藤原久須麻呂は仲麻呂の子息であり、仲麻呂が乱前に要国の守に子息・親仲麻呂派官人を配したのと同一の人事であろう⁽⁶⁾。和氣王は乱後の行賞的意味も含めて、仲麻呂一族の任国であつた諸国司の交替人事の一環とみられる⁽⁷⁾。藤原田麻呂の場合には、外衛大将兼丹波守から参議に昇任した記事によつて丹波守であつたことが知られるが、参議以後も兼任していたかは不明である⁽⁸⁾。奈良時代には参議兼任をみるのは仲麻呂の乱という特殊な事情に関わっており、他には見られないこと、平安時代に入つても「良吏」といわれる正躬王のみであることは、丹波国守が参議兼国としては重視されていなかつたことを物語つていよう。

『官職秘鈔』には、権守を説明して丹波国も「為_ニ参議兼国」とするが、平安時代初期にはまだその傾向は見られ

ない^回。権守の補任も畿内及び畿内近国の中では少ない方である^回。さらに京官兼任者が大同年間以降非常に少ない点も注目される。

丹波国は養老三年七月の按察使任命に際し、按察使任国となつた国であり^回、橋本克彦氏はその理由として山陰道の入口であり、山陰道で近国に属する諸国中その地力最大なることを最も有力な理由とされている^回。確かに『倭名類聚鈔』に見られる郷数・田積数は管国である丹後・因幡・但馬国を大きく上回つており、その経済的優位性が想像される。

丹波国は奈良時代以来、畿内・近江国とともに役夫の供給地であり^回、政策上においても准畿内地域であつた^回。それは畿内近国であることを最大の条件としていると思われるが^回、畿内近国の上国であり、経済力の豊かなることも大きな要因であつたであろう。

丹波国が役夫の供給基盤であつたことは、政策上常に重要な意味を有していたと思われるが^回、それが国司補任に影響を与えていたのは平安京造営が終了する頃までのようにみられる。以後九世紀末までの補任からはとりわけ丹波国が重視されている様子は窺えない。

守補任を出自別にみると、諸王が一五%みられる。これに対して藤原氏は一三%であり、諸王の補任が藤原氏を上回っている国は、この他に丹後守・摂津守が知られるくらいである。藤原氏も奈良時代の補任者の他はそれほど高位高官に昇つた者もみられず、藤原氏が平安時代には丹波守を重視していなかつたことのあらわれであろう。

6 丹後・淡路国司補任の検討

丹後国は和銅六（七一二）年に丹波国より五郡を割いて建国された^回。国の等級は中國であつたが、一時期上国の

官制を有し、貞觀八年には中國として介を新置することがあり⁶⁴、『延喜式』では中國とされている。

補任者の位階はその七割が從五位であり、高位の者は藤原弟貞の正五位下、文室秋津の從四位上ぐらいである。藤原弟貞は薬子の乱による左遷的人事と考えられるので⁶⁵、丹後守としては特例的な補任とみられる。文室秋津の場合は唯一の参議兼官であり、弟貞よりもさらに二階上の位を帶しているので弟貞以上に奇異に感ぜられる補任である。参議春宮大夫右衛門督兼官のままであるので得分目当ての補任であろうが、丹後國がこの時上國の等級であったとしても、もつと経済力が豊かで、国司にとつていわゆる身入りのよい国は他にいくらでもあり、同日豊前守を兼任した春宮亮藤原貞守のことをあわせみると⁶⁶、待遇が悪いといわねばなるまい。秋津の丹後守兼任にどのような事情があつたかは不明であるが、参議兼国としては特殊な例ではなかろうか。

以上の二名を特殊な例として除くとすると、丹後守は奈良・平安時代を通じて從五位クラスの者が補任されるのが原則であつたといえよう。

次に権守についてみると、仁寿元（八五一）年に豊階安人の一名のみ見られる。その豊階安人は「少幾悟有_ニ局量、以_レ好_レ学早知_ニ名、涉_レ讀史伝、最精_ニ漢書」と評された人物であり、その学才をもつて東宮学士、大學頭等を歴任した文人官僚で、文德天皇即位にあたっては三階昇叙、清和天皇即位にあたっては二階昇叙されている⁶⁷。いずれも東宮学士としての功労によるものであろう。安人の丹後権守補任が得分目的の遙任であつたことは、三か月後に次侍従に任せられ、都講をも務めていることから明らかである⁶⁸。

ところで丹後國が上國の官制を有していた期間は明確ではないが、少なくとも介の補任がみられる宝龜五（七七四）年から弘仁元（八一〇）年までは上國の官制であつたことは明らかである。しかし、この間の補任者をみてても特にその前後との際立つた相違はみられない。山田英雄氏によれば「何れの國も上級の等級をえんとし、定員を増加しようとする傾向」が明らかであるといわれ⁶⁹、丹後國もその一つのようであるが、福井俊彦氏も指摘しているよう

に⁽⁶⁾、定員の増加と等級の格上げは必ずしも平行して行なわれるわけではなく、等級は容易に変更されるものではなかった。従つて丹後国の場合は、上國の官制を有してはいても等級は中国のままであつたことも考えられ、国司補任には中国としての補任がなされていたのではないかろうか。

後に議政官へ昇進した者が四名みられるが、中国であつた時期に一名みられることは、官制が上國なみになることが補任に影響しているとは思われない。

丹後守を出自別にみると、先述した如く諸王が藤原氏を上回つてゐる点が注目される。奈良時代における皇親勢力については直木孝次郎氏の考察があり⁽⁷⁾、それに対する関晃氏の批判があるが⁽⁸⁾、関氏によれば皇親が多く任命されるのは閑職が多いことが指摘されており、この点を考慮するならば丹後守も政治的重要性をもたない官職であつたと思われる。それはまた、天平宝字八年に多くの王が丹後国に配されていること⁽⁹⁾、『倭名類聚鈔』に「丹後」を「太迹波乃三知乃之利」と訓じてゐることなどからもわかるように、畿内近国であるにもかかわらず、時として辺地的ニュアンスをもつてみられたことからも窺える。諸王がこうした丹後国守に多いことは、藤原氏が地方官においても奈良時代以来極めてエリート的であつたことと対称的である。

次に淡路国についてみると、『延喜式』では下国であるが⁽¹⁰⁾、中国の官制を有していた時期もある。補任者はわずかに十九名しか知ることはできないが、淡路守の相当位は從六位下であるので六位を帶する守がほとんどであつたろうと思われる。それ故ここに知られる守十三名はむしろ例外ではなかつたろうか。従つて、このようなかたよつた補任一覧では正確に淡路国司について論ずることはできないが、それでも二・三指摘し得る点について考察しよう。

まず、十三名中権守一名を除くと正の守で内五位を帶しているのは佐伯助のみであつて他には見られない。この補任は淳仁の淡路幽閉による特別の処置とみられ⁽¹¹⁾、一般には内五位の者が補任されることはなかつたようである。次に貞觀以降の補任をみると、ほぼ四年周期で補任がみられるが、これは国司の任期ともほぼ一致している⁽¹²⁾。從

つて、貞觀以降は外従五位を帶する者のみが守としてみられることがわかる。これは他の国司でも見られるように相当位より高位の者が補任される傾向がこの頃には定着したものと思われる。

権守は当麻鱸麻呂の一名のみ見られるが、当麻鱸麻呂についてはこの補任記事のみであるのでどのような人物かは不明である。この日（弘仁元年九月壬子）の人事は薬子の乱後の処分の一環であり、十日の左遷人事の修正が主体であつた。これをもつて当麻鱸麻呂も左遷であつたとは言えないが、特殊な状況下での権守補任であり左遷の可能性はあるう。もし当麻鱸麻呂が左遷であつたならば、淡路国には権守を置かないことが一般的であつたと言えよう。

ところで、史料には淡路国が配流地とされた例がみられる。奈良時代の淡路国への配流の例は淳仁廢帝が幽閉され⁽⁴⁾、不破内親王及び氷上川継姉妹が移配され⁽⁵⁾、また、早良皇太子が移送されるはずであつた⁽⁶⁾ことが知られる。配流には遠中近流の別があり、正史にもその例は多く見出せるが、遠中近流の規準は神龜元年にはじめて式という形で施行され、ようやく流刑の条規が実行可能となつた。それによれば、遠流の国として伊豆・安房・常陸・佐渡・隱岐・土佐国、中流国として伊予・諏方国、近流国として越前・安芸国が定められている⁽⁷⁾。淡路はこの中に入つておらず、奈良時代に配流国であったかは不明であるが、延暦十七（七九八）年には村国連悪人が淡路国に流されたことが知られ⁽⁸⁾、少なくともこの頃には配流地の一つになつていたことは明らかである。

奈良時代の配流の例がいざれも皇親であることに注目すると、延暦十七年以前に一般人が配流されていたかは疑問である。それではいつ頃から淡路国が配流地とされるようになったのであろうか。

皇親の配流の例は、いざれも本来なら死一等を減じて遠流に処せられるのが妥当と思われるが、それにもかかわらず近流の地よりもさらに都に近い淡路国へ配されている。王族でも土佐国や隱岐国等へ配流された例も多いが⁽⁹⁾、淡路国へ配されたのは淳仁廢帝をはじめ、いざれも皇族の中でもきわめて高貴な身分を有していた者であつた。淳仁廢帝は「淡路國乃公」として幽閉され⁽¹⁰⁾、実質上の配流として、はじめて淡路国への配流が行なわれた例であるが、こ

のことが契機となつて、淡路国は、皇親の配流地としての特別の意味を有するようになつたのではなかろうか。

淡路国が選ばれた理由は明確にし得ないが、対象者がきわめて高貴な身分にあつたことから、地理的には都に近いが、海を隔てているという一種の隔絶感が存在することが大きな理由であつたのではなかろうか。本来、流罪とは島へ流すものであつたといわれているが⁶⁴⁾、そうした観念で都に一番近い島として、淡路国が注目されるに至つたものであるう。淳仁廢帝の淡路幽閉以後、不破内親王、早良皇太子が廃されることになるが、それ以後皇親の配流はみられなくなる。

上述のように延暦十七年には村国連悪人の配流が知られるが、早良皇太子の淡路移送後この間に淡路国は一般的な配流地とみられるようまであるうか。この理由は明確にし難いが、恐らくは桓武朝の怨靈事件等によつて皇親の配流が行なわれなくなつた結果であろう。

皇親の淡路国配流が国司補任に与えた影響は淳仁廢帝のときの佐伯助の例にみられるが、不破内親王や、早良皇太子の場合も国司補任が考慮されたかどうか、この点は残念ながら史料の制約によつて明瞭にはし得ない。

最後に淡路国司を氏族別にみると、天平十（七三八）年の「淡路国正税帳」にみられる安曇虫麻呂と同広嶋は恐らく一族と思われるが、この二人の間で国司の交替が行なわれている。このことから、狩野久氏は奈良時代前半期の安曇氏と淡路国との関係に注目しておられる⁶⁵⁾。同様のことは貞觀九（八六七）年二月十一日に淡路守に任せられた善道繼根と同十二（八七〇）年正月廿五日に見える善道根庭についても窺える。但し、善道朝臣氏と淡路国に特別な関係があつたかどうかは、前後の補任者からみて疑問である。

淡路国に任せられた者は前述した例外を除外すれば皆外位の者であるが、このうち後に入内した者が三名（御輔真男・伴益友・伴貞宗⁶⁶⁾）みられる。奈良時代の補任例が少ないので、平安時代と安易に比較しえないが、入内者がいざれも平安時代の補任者である点は注目される⁶⁷⁾。

おわりに

以上、国司補任の検討を中心に畿内の西隣諸国について考察してきた。国司の補任は権力者の意図に左右される場合も少なくないが、その国の律令国家における政治的経済的役割の違いがかなり反映している。それはまた、律令官にとつて、その国がどのように認識されていたかということとも関連していよう。

奈良時代には、畿内はもちろん、畿内に東接する三関国及び近江国の重要性は周知のことであるが、播磨国をはじめ、畿内西隣の国にも政治的経済的重要性を帯びた国があり、決して軽視されていたわけではない。奈良時代の補任は、さまざまな政争との関わりで畿内西隣の国々にも高位高官の者が多く任命されている。

しかし、平安時代に入つて、国によつて補任の傾向があらわれはじめる。例えば、但馬国が天長期頃を境に中級官人層の補任が多くなり、一方、播磨国では貞觀期頃から參議兼国の傾向が定着しだすように、必ずしも奈良時代の補任例がそのまま伝統化したわけではない。律令制が弛緩し、その維持、再建が試みられる中で、各国司への認識の変化、律令国家における各国の役割の変化が、奈良時代の補任とは異なつた傾向として定着したものと思われる。

畿内西隣の諸国に關していくれば、平安時代以降、大国の參議兼国化、上国の大補任者の質の低下、中・下国は奈良時代とほぼ同様の補任傾向が窺える。もちろん、これらの傾向は攝關期以降に変化し、やがて『官職秘鈔』の如き認識を生むに至るのである。

本稿では従来あまり注目されることのなかつた畿内西隣諸国を中心に検討を試みたが、より多くの国についても考察し、比較検討する必要があることは言を待たない。不完全な補任表から多くの推測を重ね、また、先学の研究を十分に生かしきれなかつた点も多々あることと思うが、諸賢の御叱正を賜われば幸いである。

註(1)

播磨国は『延喜式』民部上によれば大国に規定されており、それは奈良時代においても同様であったことが知られる（例えば、『大日本古文書』第二卷一五〇頁の「播磨国正税帳」には大掾・少掾がみえるが、これは養老職員令によれば、大国の官制に合致する等。）養老官位令によれば、大国守の相当位は從五位上、介の相当位は正六位下である。

(2) 杉山幾一氏は二九%といわれているが（「奈良朝における國守の官位相当制の実態について」続日本紀研究一二七）細野久一氏は一〇%とされる。（「奈良時代における藤原氏の國守任官」湘南史学一）いずれにしても二割に満たないことが知られる。

(3) ここでは讃岐、近江国を例にあげたが、杉山氏が前掲論文で指摘されているのはこの他、大和・河内・常陸・下総・武藏・丹波・出雲・但馬・美作・伊予の諸国である。また、土田直鎮氏は「公卿補任を通じて見た諸国の格付け」（栃木県史研究九）において、公卿の多く補任される国として近江・播磨・美作・備前・備中・伊予・讃岐国を最上ランクに位置付けられた。（但し、平安後期を中心とする）筆者は両氏の指摘を参考に、畿内及び畿内近国の諸国、さらに伊予・讃岐・美作等の国司補任を文武元（六九七）年から昌泰四（九〇一）年まで調べた結果、ほぼ両氏の指摘に合致した。以下例示する国についても同様である。なお伊予については岡田利文「古代伊予国司表」補註(1)（ソーシャル・リサーチ第一〇号）がある。

併せて参照されたい。

(4) 権守は主に国司としての得分を目的とする補任が多いといわれている。（吉村茂樹『国司制度崩壊に関する研究』東京大学出版会 昭和五三年・岩間武雄「權任国司に就いて」史学研究四一一）しかし、権守の補任は得分のみではその補任国との関係を明らかにし得ない。詳細は後述。

(5) 『官職秘鈔』は権守について「近江越前丹波播磨美作備前備後周防伊予讃岐為參議兼国」。（下略）と述べている。播磨国はすでに平安初期の頃からその傾向が窺える。

(6) 天平宝字元（七六五）年から仲麻呂滅亡までの補任者をみると、藤原巨勢麻呂は仲麻呂の弟で、乱の時に斬られており、仲石伴は乱で誅された人物である。上道正道は奈良麻呂の変を密告して以後、仲麻呂政権下で昇進を重ねており、高円広世は明確にし得ないが、乱後一時的に名が消えており、仲麻呂に何らかの繋がりがあつたものと思われる。（河合ミツ「仲麻呂の乱後における国司の異動」続日本紀研究一九九 参照）また、坂上大養は、仲麻呂から強い信任をうけた武人と考えて誤りないと思う。（橋本裕「諸衛射田の成立と藤原仲麻呂」日本歴史四〇八）

(7) 武智麻呂は神亀五（七二八）年七月播磨守となり按察使を兼ねたことが『家伝(下)』により知られるが、天平元（七一九）

古代における畿内西隣の諸国について（下）

年二月には「中納言正三位」として長屋王の窮間にあたっている。事件当時はすでに播磨守を離れていたようであるが、補任から事件まで半年足らずであり、事件直前まで播磨守を兼任していたと考えられる。また、房前は神龜三年四年と近江若狭按察使を兼任し（『公卿補任』神龜三年四年条）事件前から近江国との繋がりが考えられる。事件前に藤原氏が異例の高位高官で近江・播磨国との関係があつたことは、後の仲麻呂一族の場合に比して興味深い。

『続紀』天平宝字八年九月丙申条

橋本裕前掲論文

細野久一前掲論文。但し、細野氏は大国のみを対象としている。すべての国司補任を検討する余裕をもたないが、畿内及び畿内近隣の諸国並びに伊予・讃岐・美作守を対象として調べた結果は下表の如くである。

表 「藤原氏の補任の多い国守」

国名	例数	補任率
近江	5	42%
越前	9	39%
濃美	7	32%
作大	7	29%
和勢	5	26%
馬	3	22%
磨伊	5	21%
播但	5	20%

調査対象は文武元年より延暦十年までの計21か国の中のもとし、20%以上のもののみを掲出した。

表に拠れば、ほぼ細野氏の指摘は承認し得ることがわかる。上國でも三閨国に多い点が注目されよう。

(11)

国の等級についての『延喜式』の規定は民部省式上に拠る。なお、国の等級及びその変遷については、山田英雄「国の等級について」（古代学九一一・一）「上國（甲）」は令制の上國より官員が多く、格が高いと思われるものである。（山田英雄前掲論文、田中卓「所謂『上階官人歴名』について」（続日本紀研究三一一）以下国の等級の変遷に関する記述は特に断わらぬ限り山田氏の研究に拠る。

(12) 「延喜式」民部上

(13) 「律書残篇」にみられる遠近の規定に従えば、伊予国は中國である。いざれにしても畿内を中心とするある圏内を理由とすることは積極的に認められない。

(14) 細野久一前掲論文

(15) 八木充「播磨の屯倉」（『古代の日本』五 角川書店 昭和四五年）大化前代の播磨については、横田健一「大化前代の播磨」（『日本古代神話と氏族伝承』 増書房 昭和五七年）に詳しい。

- (16) 仲麻呂と近江国との関係については以下の諸研究に指摘されている。岸俊男「藤原仲麻呂」(吉川弘文館 昭和五二年)、齋田香融「藤原氏と近江国」(関西大学史学会通信・一)、米原永遠男「近江国と藤原氏」(新修 大津市史 一)昭和五二年等。
- (17) 狩野久・木下正史「塙・鉄の生産と貢納」(古代の地方史 一)朝倉書店 昭和五一年)『赤穂市史』第一卷第二章(昭和五六年)
- (18) 狩野久・木下正史前掲論文
- (19) 「続紀」天平宝字六年二月甲戌条
- (20) 狩野久・木下正史前掲論文
- (21) 続紀養老三年七月庚子条
- (22) 註(4)参照
- (23) 国司の得分で最たるものは公廨稻であるが、公廨稻は国の等級によってその量が異なるので、当然、大国に權任国司が集中すると思われる。しかし、実際には上国にも多く、大国でも伊勢・河内国等は少ない。權守の補任と補任される国との関係は、国の各々の事情を考慮しなければ理解できない。
- (24) 『続後紀』承和十一年三月乙巳条の備後權守善道朝臣真貞、『文徳美録』仁寿二年一月丁未条の丹波權守伴成益等。
- (25) 『後紀』弘仁元年十月己巳条の讚岐權守多入鹿、『政事要略』卷三二 昌泰四年正月廿七日左降除目等。
- (26) 権任国司であつても、それが専任であれば任地に赴いたとも考えられるので、必ずしも得分目的の補任とはいえない。
- (27) 後に議政官へ昇つた者は、三諸綿麻呂、藤原綱継であり、有能であったと思われる人物としては賀陽豊年があげられる。しかし、賀陽豊年はある意味では左遷の色彩が窺える補任であるので、あるいは例外視すべきかもしれない。福井俊彦氏は薦子の乱後における賀陽豊年の播磨守補任について「上皇に追従しなかつたため、その功により任せられたのである。」とされる(「薦子の乱と官人」早稲田大学大学院文学研究科紀要(四輯))が、賀陽豊年の官歴をみると、それまで京官しか経ていないので、突然播磨守として任国に三年間もやられており、結局播磨守で卒している。また、『後紀』弘仁六年六月丙寅条は「今上惜其宏材一任ニ播磨守」とみえ、罪するのを惜しんで任じたように思える。小なくともこの文から褒賞的意味合は窺えない。以上のことから、賀陽豊年の播磨守補任は左遷人事に近いと考えられる。
- (28) 京官兼国に関しては、最近、山本幸男氏が八世紀六〇年代から急増する京官兼任国司について論究されている。(『宝龜六年八月庚辰格の発効と停止』続日本紀研究三一〇) 本稿と関わる点も少なくないので、ぜひ参考されたい。

『類聚三代格』卷十八 延暦十一年六月十四日太政官符

『類聚三代格』卷四 寛平九年正月廿五日太政官符

(31) (30) (29)
奈良時代における藤原氏と國司補任の関係については細野氏前掲論文、中平亘洋「八世紀における國司制度についての二。三の問題」（帝塚山学園春秋三）の他、庄司浩「奈良時代の藤原氏と官職（一）（二）（三）」（統日本紀研究一四〇、一四三）に詳しい。

(33) (32)
嵯峨源氏については林陸朗「嵯峨源氏の研究」（上代政治社会の研究）吉川弘文館 昭和五三年 参照

(34)
こうした少數氏族への集中の傾向は中央官においても見られる。原田重氏は「律令制官僚における氏族的構成の変化について」（熊本史学八）において、貞觀期には中央官の過半数五九%が藤源王橘四氏によつて占められるに至つたことを明らかにされている。地方官ではやや遅れて同様の傾向がみられるようである。

介補任記事は、「統紀」では介補任記事の方が守補任記事より多く見える国として近江・越前・讃岐国等があげられ、美濃・大和国は同数であることが館野和巳「統紀の國司記事の特徴と問題点」（統日本紀研究二一三）により指摘されており、史料の特色等も多少反映している点は考慮を要する。

亀田隆之「古代但馬国」（日本古代制度史論）吉川弘文館 昭和五五年

畿内及び畿内近国の介補任における員外官・権官の割合は左表のとおり。

表 「畿内及び畿内近国の介補任における員外官・権官の占める割合」

国名	員外官/補任者	%	員外官
摂津	9 21	42.8	
近江	22 65	33.8	3
河内	8 24	33.3	
播磨	16 53	30.1	4
美濃	18 60	30	5
伊勢	15 57	26.3	3
越前	12 54	22.2	4
丹波	8 38	21.0	3
山城	8 40	20	
大和	9 45	20	
但馬	8 46	17.3	4

議内及び畿内近国の守補任における権守の割合、権守で京官兼任者の割合は左表のことおり。

表 「畿内及び畿内近国の守補任における権守の占める割合、権守で京官兼任者の占める割合」

国名	権守 / 補任者	%	京官 / 兼任	%
播磨	23 78	29.4	16 23	69
近江	21 74	28.3	13 21	61.9
濃美	19 76	25	14 19	73.7
越前	17 71	23.9	7 17	41
但馬	11 58	18.9	3 11	27.2
伊勢	12 65	18.5	4 12	33
攝津	6 37	16.2	1 6	16.6
丹波	10 63	15.8	1 10	10
山城	8 59	13.5	1 8	12.5
大和	9 72	12.5	1 9	11
河内	6 55	10.9	1 6	16.6

〔尊卑分脈〕第二篇 藤原春津脇付

『三代実録』貞観元年七月十三日条

国史大系本『補任』承和七（八四〇）年条

『補任』承和七年条正躬王尻付、『続後紀』承和六年正月甲子条の補任は原作（丹波一筆者注）介であるが、大系本・朝日

本頭注のいうように守とすべきである。
本頭注のいうように守とすべきである。

仲麻呂の要国掌握については野村忠夫「仲麻呂政権の一考察」（岐阜大学研究報告人文科学第8号）に詳しい。

河合ミツ前掲論文

『統紀』天平神護二年七月乙亥条に「外衛大将兼丹波守從四位下藤原朝臣田麻呂（中略）並為參議」とみえるが、『補任』天平神護二（七六六）年条には參議以後の丹波守兼任を記さない。しかし、田麻呂と同日に出雲国按察使從三位文室真人大市が參議に任せられているが（『統紀』同日条）『補任』同年条の文室大市尻付に「兼外衛大將。丹波守如元。」とあり、田

古代における畿内西隣の諸国について（下）

麻呂の尻付が竄入した可能性がある。もし田麻呂の參議兼丹波守を認めうるなら、田麻呂は和氣王の変後の補任であり、和氣王の兼國を押さえた点で注目される。

註(5)参照。なお『官職秘鈔』の成立は十二世紀末のことである。（『群書解題』第六卷 統群書類從完成会編 昭和三五年）

註(3)参照。

〔統紀〕養老三年七月庚子条

（上略）丹波國守正五位下小野朝臣馬養管丹後、但馬、因幡三國（下略）

橋本克彦「按察使任國について」（中央大学文学部紀要二八）

〔統紀〕宝龜元年八月癸巳条、延暦八年十一月丙申条、同九年閏三月丁丑条『後紀』大同元年三月壬午条『三代実録』貞觀九年五月八日条等。

〔類聚三代格〕卷一九 貞觀九年五月十日太政官符『三代実録』貞觀七年九月十五日条等。

〔三代実録〕元慶七年十一月五日条に「減定造伊勢斎内親王野宮工夫數」としたことがみえるが、「徵發五畿内並近江美濃丹波但馬播磨等国」していたのが、「今美濃但馬播磨等国、往還稍遠、人民多々煩、宜暫停」件三箇国、隨状增加者（・点筆者）とされている。役夫の徵發は都に近いことが大きな条件であったことがわかる。

〔統紀〕天平宝字八年八月己卯条に「遣使築池於大和河内山背近江丹波播磨岐等国」とあるが、角田文衛氏は「惠美押勝の乱」（律令国家の展開 塙書房 昭和四〇年）において、この造池使派遣を仲麻呂の乱に備えた上皇方の布右と推測されている。一方、『統紀』天平宝字八年九月丙申条には「以太師正一位藤原惠美朝臣押勝為都督四畿内三關近江丹波磨等国兵事使」と見え、仲麻呂も丹波国の兵力を掌握しようとしている。惣役労働力が兵力に転化しうる点で丹波国の重要性は見過ごし難かったものと思われる。

〔統紀〕和銅六年四月乙未条

国の分割については佐藤仁「国・郡分割と藤原氏」（弘前大学国史研究九）参照。国の分割については考えなければならぬ点も多々あるが、後考を待ちたい。

〔類聚三代格〕卷六 貞觀八年三月七日太政官符

福井俊彦前掲論文

〔統後紀〕承和七年正月丁未条

50 55 54

53

52

51 50

49 48

47 46 45

- (53) 『三大実録』貞觀三年九月廿四日条
『文德実録』仁寿元年四月朔条 同年四月丁卯条
- (54) 山田英雄前掲論文
- (55) 福井俊彦「國の等級と格式」(史聚一三)
- (56) 直木孝次郎「律令官制における皇親勢力の一考察」(『奈良時代史の諸問題』 増書房 昭和五三年)
- (57) 関晃「書評『律令國家の基礎構造』」(歴史学研究一五四)
- (58) 『統紀』宝龜二年七月乙未条
- (59) 『延喜式』民部上
- (60) 佐伯助の補任を中心に、淡路を取り巻む形で諸国の補任がなされ、淡路への警戒が重視された。(河合ミツ前掲論文引用直木孝次郎氏発言)
- (61) 国司の交替年限は幾度となく改訂されているが、承和二年七月三日太政官謹奏(『類聚三代格』卷五)により四年とされて以後変遷をみない。
- (62) 福井俊彦「薬子の乱と官人」(早稲田大学大学院文学研究科紀要一四輯)
- (63) 『統紀』天平宝字八年十月壬申条
- (64) 『統紀』延暦元年閏正月丁酉条
- (65) 『日本紀略』延暦四年九月庚申条。早良皇太子は淡路に移送される途中、高瀬橋頭で薨じたが、屍はそのまま淡路に送られて葬られている。
- (66) 『統紀』神亀元年三月壬子朔条。『延喜式』刑部省にもほぼ同様の規定が見られる。
- (67) 『類聚国史』卷八七 延暦十七年二月壬子朔条
美濃国人村国連悪人配_三流淡路国。以下停_三宿群盜_一犯百姓_二也。
- (68) 『統紀』天平宝字元年七月庚戌条には安宿王が佐渡へ、『統紀』天平宝字八年十月壬申条には船王が隱岐へ、池田王が土佐へ配流されたことが見える。
- (69) 註(70)参照
- (70) 利光三津夫「流罪考」(『律令制の研究』慶應大学法学研究会 昭和五六)
- (71) 古代における畿内西隣の諸国について(下)

(76) 狩野久「御食国と膳氏」（『古代の日本』五 角川書店 昭和四五年）氏は「御饌ツ國」としての志摩と若狭を中心に考察され、東の膳（高橋）氏と西の安曇氏として淡路について触れておられる。また、「御饌ツ國」としての淡路と大和朝廷との関係については直木孝次郎「古代の淡路と大和朝廷」（『飛鳥奈良時代の研究』塙書房 昭和五〇年）がある。淡路の「御饌ツ國」としての性格に関しては後考を期したい。

(77) 御輔真男（雄）の入内は『続後紀』承和十年正月庚子条、伴益友は淡路守としてみえる『三代実録』天安二年十一月七日条、伴貞宗は『三代実録』元慶七年正月七日条にみえる。

(78) 平安時代の入内者の考察は、大塚徳郎「平安初期の新官人とその系譜」（『平安初期政治史研究』吉川弘文館 昭和五三年）に詳しい。

〔追記〕 成稿後、平野博之「長門国の等級について」（『九州史学』七四）に接した。国の等級に関して教えられる面も多くあるが、今後の課題としたい。

別表 「播磨守における氏族別、年代別にみた補任者と中央政界との関係」

	藤原			諸王・源氏			橘・多治比・文室 ・三諸			紀・大伴・佐伯 ・臣勢・右川・阿倍			その他の			総 計	
	A	B	C	A	B	C	A	B	C	A	B	C	A	B	C		
	a b	b a	a b	a b	b a	a b	a b	b a	a b	a b	b a	a b	a b	b a	a b		
文武 元～神龜 (697)	五	1			1			0		0		2	1	3		1	1 5
天平 元～天平勝宝 (729)	五				0		1	1		1		2	2	2		1	1 5
天平 宝字～宝龜十一 (756)	五				1	2	3		0		0	2	2	2		7	7 12
天応 元～延暦廿四 (781)	四				1		1		0		3	3	1	1	2		1 1 7
大合 元～弘仁十四 (806)	四	1	1	2			0	1	1	1	1	1	1	1	1	1 5	
天長 元～嘉祥三 (824)	三				0	1	1	2	4	1	1	2		1	1	3 1 4 11	
仁寿 元～貞觀十八 (851)	二			1	2	4	1	2		1	1	2		1	1	1 1 3 9 17	
元麿 元～昌泰四 (877)	四	2	2	2	6	2	3	1	1	7		1	1	1	1	0 15	
計		3	3	3	2	5	1	17	3	3	2	5	1	1	15	0 0 2 0 6 0 8 1 0 5 0 5 2 13 0 4 1 1 17 1 24 77	

注(1) A : 参議以上の兼任 B : 後に参議以上に昇進した者 C : 議政官入りしなかった者 a : 守 b : 権守
 (2) 空白はすべて「0」を示す。